

議員提案第50号

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成22年2月25日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

渡 辺 仁

青 柳 正 司

下 坂 忠 彦

串 田 修 平

木 村 文 祐

遠 藤 哲

渡 辺 孝 二

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

政府与党では通常国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがあります。

この法案に対する認識や論議は国民に浸透しているものではなく、かつ、与党内でも方針や考え方において意見が一致しておらず、拙速の感は否めません。

我が国に在住する外国人に対する地方行政のあり方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組みづくりが必要ではありますが、永住外国人への地方参政権付与に関しては、民主主義の根幹を揺るがし、国家の主権を脅かす懸念があります。

日本国憲法は、第 15 条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第 93 条第 2 項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されております。

平成 7 年 2 月 28 日の最高裁判所判例では、「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、住民の解釈として、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」と指摘していることから、日本国民ではない永住外国人に対して地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があります。

国籍法では、第 4 条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものが妥当と考えられます。

よって、国においては永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 2 月 25 日

新潟市議会議長
志田 常佳

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
副総理大臣・財務大臣
総務大臣
内閣官房長官
国家戦略担当大臣

} あて